

Kanagawa University Economic Society

Discussion Paper No. 2019-1

労働分配率は低下しているのか
—税務統計との比較による検討—

飯塚 信夫

2019年8月

労働分配率は低下しているのか — 税務統計との比較による検討 *

飯塚 信夫[†]

2019年8月

概要

生み出された付加価値のうち、労働者にどれだけ還元されているのかを示す「労働分配率」について、代表的な2つの指標（GDP統計ベースと法人企業統計年報ベース）の動きが2013年度以降異なっている。税務統計を用いて、いずれが実勢を示しているのか検証した。分子の給与等については、GDP統計ベース、法人企業統計年報ベースともに税務統計よりも低い伸びとなっているが、過小度合いが同じであるため、労働分配率の差には影響していない。一方、分母のうち利益等については、法人企業統計年報ベースと税務統計の伸びがほぼ等しい一方で、GDP統計ベースの伸び率が低くなっている。一定の前提をおいて、両ベースの労働分配率を修正したところ、2013年度から17年度にかけて労働分配率は低下を続けていることが確認できた。

Key Words: 労働分配率、税務統計、GDP統計、法人企業統計

1 問題意識

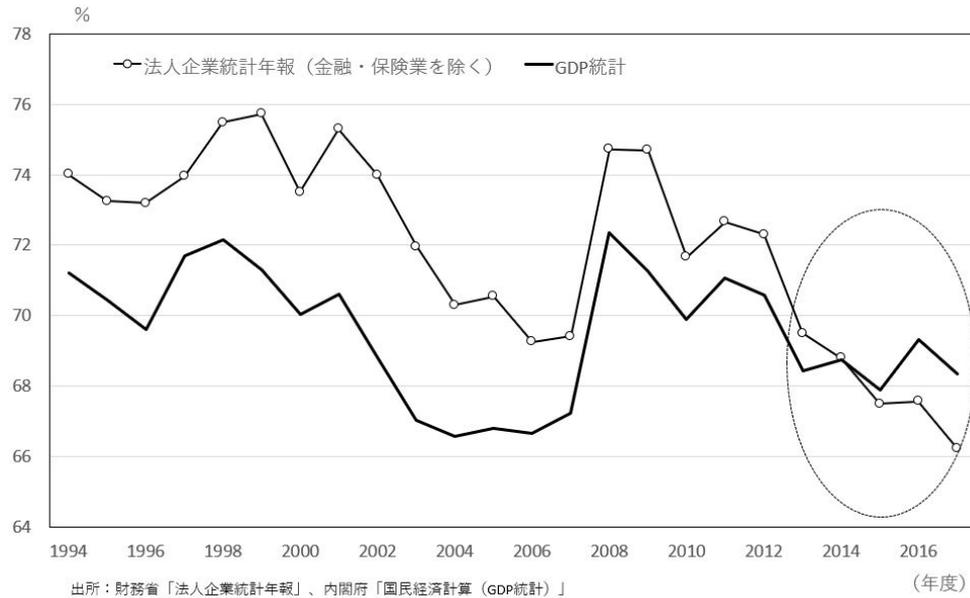
生み出された付加価値のうち、労働者にどれだけ還元されているかを示す「労働分配率」について、代表的な2つの指標の動きが近年異なっている。GDP統計ベース（＝雇用者報酬÷国民所得（要素費用表示））は2013年度以降、横ばい圏内で推移している。それに対し、法人企業統計年報ベース（人件費÷付加価値）は直近の2017年度まで低下を続け、1974年度以来の低水準となった（図1）。法人企業統計年報ベースの労働分配率の動きは、企業が利益をため込みすぎているという批判の対象になり、消費が盛り上がらない一因ともされている。この2つの労働分配率は、GDP統計ベースは日本全体、法人企業統計年報ベースは民間営利法人企業^{*1}と調査対象が異

* 本稿の作成にあたり、東京財団政策研究所の「リアルタイムデータ等研究会」、第36回応用時系列研究報告会の参加者、特に三好向洋氏（愛知学院大学）から貴重なコメントを頂いた。また、Fujiwara and Ogawa(2018)の手法に基づく「賃金・俸給」の推計などについて筆者の一人である藤原裕行氏（日本銀行）に丁寧なアドバイスをいただいた。記して感謝したい。なお、本稿に残された誤りはいうまでもなく筆者の責に帰するものである。

[†] 神奈川大学経済学部, E-mail: nobuo-iizuka-0915@kanagawa-u.ac.jp

^{*1} 図1では公式統計として労働分配率が公表され、長期時系列データが入手可能な「金融・保険業を除く」ベースを利用している。一方、本稿の分析では、税務統計と比較を行うことから金融・保険業を含む全産業ベースのデータを用

図1 近年、動きが異なる2つの労働分配率



なるが、2013年度までは似通った動きをしてきた。

2013年度から直近の実績値である2017年度までの労働分配率の分子、分母の動きを比較すると、2つの労働分配率の動きの違いはもっぱら分母にある（図2）。

分子は、GDP統計では雇用者報酬、法人企業統計では人件費である。給与等は、GDP統計では「賃金・俸給」、法人企業統計年報では「従業員給与・賞与+役員給与・賞与」を指す。

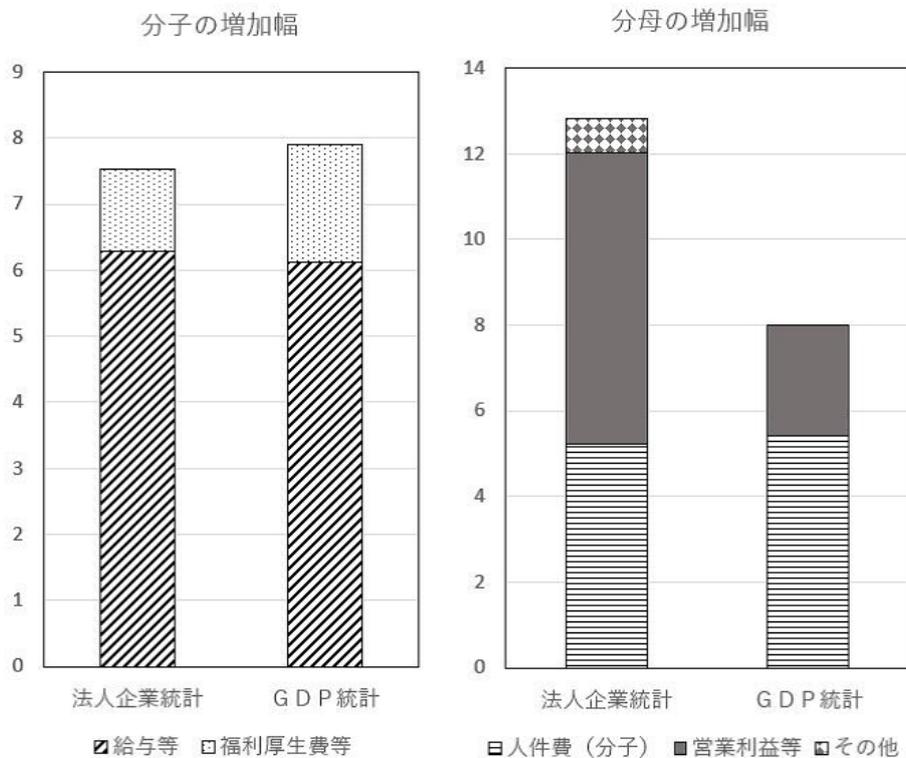
一方で、GDP統計の分母は国民所得（要素費用表示）であり、雇用者報酬と営業余剰・混合所得、海外からの財産所得（純受取）の合計である。法人企業統計年報の分母は付加価値であり、人件費、営業利益、租税公課、動産・不動産賃借料の合計である。分母の2013年度から2017年度への伸びに対する寄与度分解を見ると、営業利益等（GDP統計の営業余剰・混合所得と海外からの財産所得（純受取）の合計、法人企業統計年報の営業利益）は法人企業統計年報の方がGDP統計より大きく伸びている。

藤原・小川（2016）は、税務統計などを用いて所得面からGDPを推計することを試みている。GDP統計においては、産出額マイナス中間投入額で定義される生産面のGDPと所得面のGDPは等しいとされ、営業余剰・混合所得は、生産面のGDPから雇用者報酬など他の所得面のGDPの項目を差し引いた残差として定義されている。生産面のGDPが過小推計されると、結果として営業余剰・混合所得が過小推計される。そこで、藤原・小川（2016）は税務統計を用いて雇用者報酬を、法人企業統計や税務統計を用いて営業余剰を推計するなどして合計することで所得面のGDPを算出した*2。結果として、2014年のGDPは増加していた可能性があることを指摘して

ている。

*2 雇用者報酬の推計部分は、Fujiwara and Ogawa(2018)として公開されている。

図2 2つの労働分配率の分子、分母の増加幅



注：分子、分母をそれぞれ2013年=100に換算し、2017年度への増加幅と寄与度を示した
 出所：財務省「法人企業統計年報」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」

いる。

藤原・小川（2016）では、法人企業統計や税務統計を用いて、GDP ベースの営業余剰を推計している。両者の概念の違いを調整し、純粋持株会社や在外支店の営業利益を除外している。純粋持株会社の営業利益は多くが子会社配当によるものであるが、これは GDP の営業余剰ではなく財産所得に計上される。また、在外支店の営業利益は、国内での営業余剰を計上する GDP の概念と揃えるために除外する必要があるためである。そのうえで、法人企業統計年報の税収（法人税・住民税・事業税）と「統計年報」（国税庁）のそれを比較し、両者の乖離分を用いて法人企業統計の営業利益を調整している。

山岸（2018）は、この藤原・小川（2016）の営業余剰の推計手法を再検討している。法人企業統計の調査結果に存在するノイズを2つの方法（藤原・小川（2016）と同じ税収を用いたものと、「法人企業統計」の継続標本を用いたもの）で調整することを検討した。いずれの手法も振れ（変動幅）が大きくなる年度がある問題点があることを明らかにしている。先行研究におけるこれらの手法は、GDP 統計と法人企業統計を比較することを目的とする本稿では用いることができない。

本稿では、GDP 統計ベースと法人企業統計年報ベースの労働分配率の分子、分母のそれぞれについて、税務統計を用いて比較検討し、現下の日本の労働分配率が低下しているのかを検証する。

税務統計は多くの先行研究で分析対象とされているが、所得税の累進性の実証分析など財政・税制関連の分析が多い。経済統計の精度を検討したものは、雇用人報酬を対象とした西沢（2005）、荒井（2006）、藤原・小川（2016）、Fujiwara and Ogawa(2018) など数少ない。企業利益を対象としたものは筆者の知る限りない。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、本稿の検証に用いる税務統計の概要について説明する。第3節では、分子の給与等につき、GDP統計、法人企業統計と税務統計を比較・検証する。第4節では、分母の利益につき、GDP統計と税務統計を比較・検証する。第5節では、以上の検証を踏まえ、労働分配率の推移について検討する。

2 税務統計の見取り図

国税庁の税務統計には、租税収入額などをまとめた「統計年報」と、所得構造などを把握するための3種類の標本調査が存在する。また、総務省の税務統計には地方税収状況をまとめたものがある。

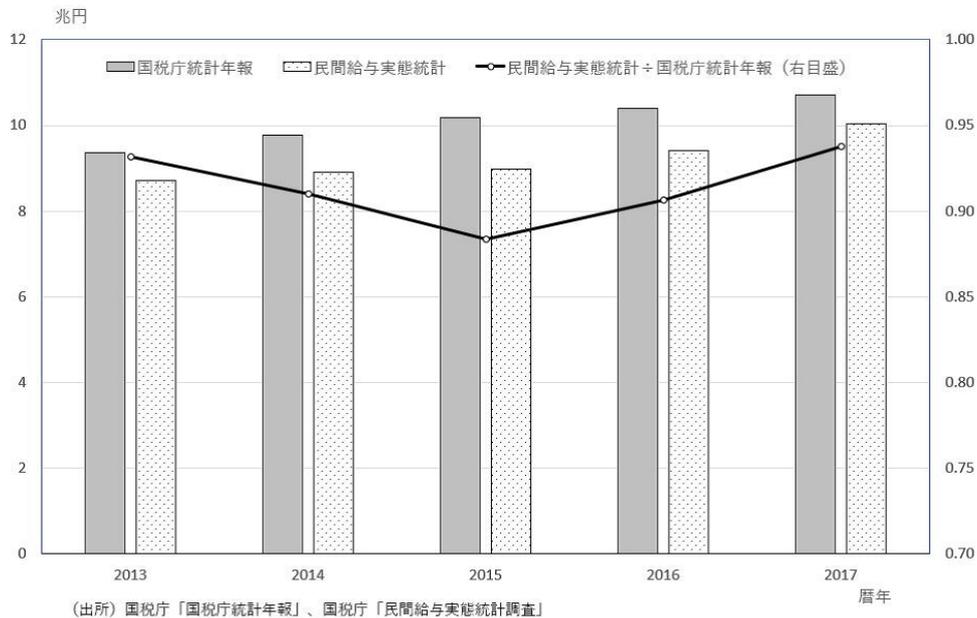
2.1 給与等関連

給与等関連の租税収入をまとめたものとしては、国税庁の「統計年報」（源泉所得税）、総務省の「市町村税課税状況等の調」がある。西沢（2005）、荒井（2006）は「統計年報」（源泉所得税）を用いているが、この統計で得られる給与収入額は他の給与関連データと水準や動きが大きく異なっている。そこで、藤原・小川（2016）とFujiwara and Ogawa(2018)は、総務省の「市町村税課税状況等の調」を用いている。この統計は、各年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計・編さんしたものである。企業が行っている年末調整だけでなく、確定申告を反映して複数の企業から所得を得ている人については名寄せされている。個人住民税関連データなので、課税対象は前年所得となっており、公表されるまで時間がかかるという弱みはあるものの、給与収入金額の階層別に、納税義務者数、給与収入額、給与所得控除額、これを給与収入から控除した給与所得金額が得られる。

一方、GDP統計の「賃金・俸給」、法人企業統計の「従業員給与・賞与+役員給与・賞与」とも非課税の給与所得者が含まれている。こうした非課税世帯の状況も含めて給与収入が把握できるのが、国税庁の標本調査の一つである「民間給与実態統計調査」である。毎年、12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業者に限る）に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない）を対象にしている。標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。第1段階では事業者の従業員数によって層別し、それぞれの抽出率で調査対象の事業所を決める。事業者の従業員数1000人以上、および本社は全数を対象にしている。第2段階では、標本事業所の給与台帳を基にして、決められた抽出率により標本給与所得者を抽出する。ただし、標本事業所において年間給与額が2000万円を超える者は、全数を抽出している。

藤原・小川（2016）とFujiwara and Ogawa(2018)は、「市町村税課税状況等の調」と「民間給

図3 2つの統計における源泉徴収税額の違い



与実態統計調査」を組み合わせることで、GDP ベースの賃金・俸給を推計している。本稿もこの手法を踏襲し、先行研究では 2014 年までしか推計されていない賃金・俸給を 2017 年まで延長推計する。

一方、「市町村税課税状況等の調」は、民間営利法人のみを抜き出したデータは得られず、法人企業統計年報ベースの「従業員給与・賞与+役員給与・賞与」と直接比較ができない。そこで、本稿では「民間給与実態統計調査」を用いて「法人企業統計年報」の「従業員給与・賞与+役員給与・賞与」の精度を検討する。なお、「民間給与実態統計調査」における源泉徴収税額は「統計年報」(源泉所得税)の源泉徴収税額の 9 割前後で推移し、日本の給与所得者の実勢をほぼカバーしていると考えられる(図3)。

2.2 利益関連

税務統計では営業利益を直接観察できない。

本研究では、(1) 税務統計で比較可能な税引前当期純利益を法人企業統計年報の税引前当期純利益と比較、(2) 法人企業統計年報の経常利益を GDP 統計の民間法人企業の一次所得バランスと法人企業の分配所得(支払)の合計と比較、という手順を踏む。GDP 統計については税引前当期純利益と直接比較できるデータがないため^{*3}。一次所得バランスは、営業余剰に財産所得の純受取を加えたものと定義される。財産所得の支払いのうち、配当にあたる法人企業の分配所得は税

^{*3} 特別利益、特別損失に相当する項目としては、ストック系列における「その他の資産量変動」「再評価」項目を当てることも考えたが、概念が必ずしも一致しない。

表1 法人申告所得算定で加減算するもの

加算	
	減価償却の償却限度超過額
	各種引当金の繰入限度超過額
	損金に算入した法人税額、道府県民税額、 市町村民税額等（加算税、加算金、延滞税を含む）
	交際費等、寄付金のうち損金不算入額
減算	
	減価償却の当期認容額
	納税充当金から支出した事業税等の金額
	受取配当等の益金不算入額
	繰越欠損金の当期控除額

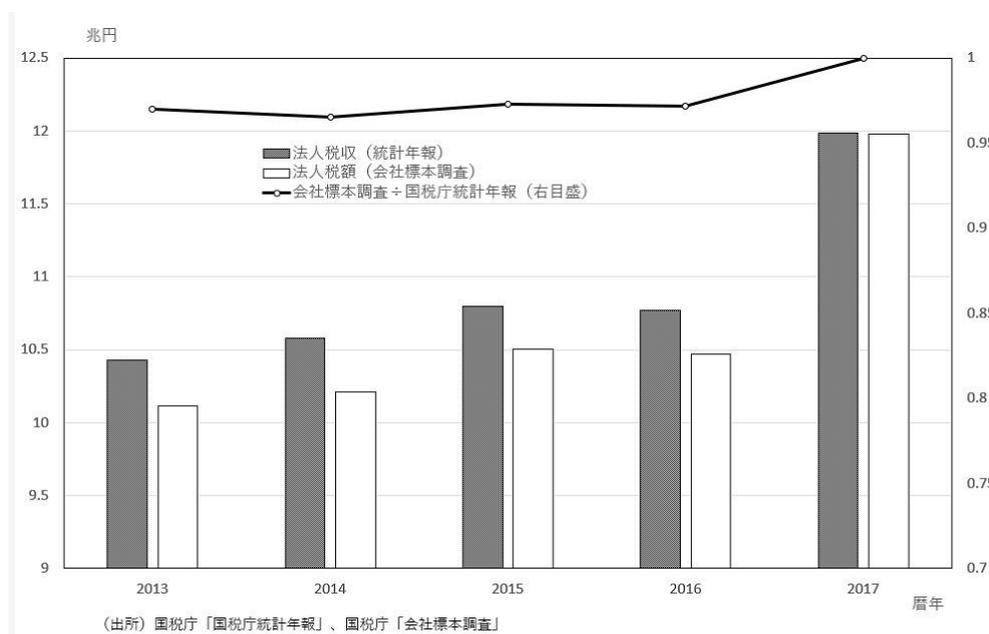
引後当期純利益から支払われるためだ。

上記（1）の比較では、法人企業統計年報は税引前当期純利益をそのまま用いるが、税務統計については以下のように概念調整する。

税務統計の法人所得は、企業決算の税引前当期純利益から表1の項目が加算・減算されている。このうち、国税庁の標本調査の一つである「会社標本調査」から得られる項目を用いて、以下の概念調整を行う。すなわち、法人申告所得に、繰越欠損金（当期控除額）、外国子会社から受ける配当等の益金不算入額を加え、交際費等と寄付金の損金不算入額を差し引く。ここで、国内からの受取配当金不算入額は法人所得に加えなかった。これは、企業が子会社や関連会社からの受け取った配当金を課税所得に不算入とすることができる制度を利用した金額であり、二重課税（子会社、親会社の双方で法人税が課税される）の回避を目的とした仕組みである。星野（2018）は法人企業統計の経常利益が近年過大になっている可能性を指摘しているが、国内からの受取配当金不算入額のデータを用いて「法人企業統計」における経常利益の二重計上分を調整することを試みているためである。

なお、税務統計には「統計年報」（法人税）があるが、上記の概念調整に必要なデータが十分に得られない。「会社標本調査」は標本調査ではあるが、連結法人、資本金10億円以上の普通法人は全数調査である。「統計年報」（法人税）と「会社標本調査」の法人税収を比較しても9割以上のカバー率となっている（図4）。

図4 2つの統計における法人税収の違い



3 GDP 統計、法人企業統計年報、税務統計間の給与等の比較

3.1 賃金・俸給と税務統計を用いた推計値の比較

藤原・小川（2016）と Fujiwara and Ogawa(2018) を延長推計し、GDP 統計の「賃金・俸給」と比較する。なお、この「賃金・俸給」は海外からの雇用者報酬の純受取は含んでいない*4。

「賃金・俸給」の推計額は、「市町村税課税状況等の調」の給与収入額（図5の給与収入（納税義務者））と推計額（図5の給与収入（非納税義務者））の合計である。2013年段階で221.5兆円で、実績値より3.1兆円多い。それが2017年になると推計値は240.3兆円と実績値より7.1兆円多くなる。「賃金・俸給」は表2の6項目の合計で、現金給与である(1),(2),(3)以外も含んでいる。現金給与だけを考慮に入れている推計額より実績値が大きくなることが期待されるが、逆になっている。2013年から17年にかけて「賃金・俸給」の平均伸び率は1.6%になったが、推計値は2.1%になっている。2013～17年にかけての「賃金・俸給」の伸び率は過小であった可能性がある。

3.2 法人企業統計年報と税務統計の比較

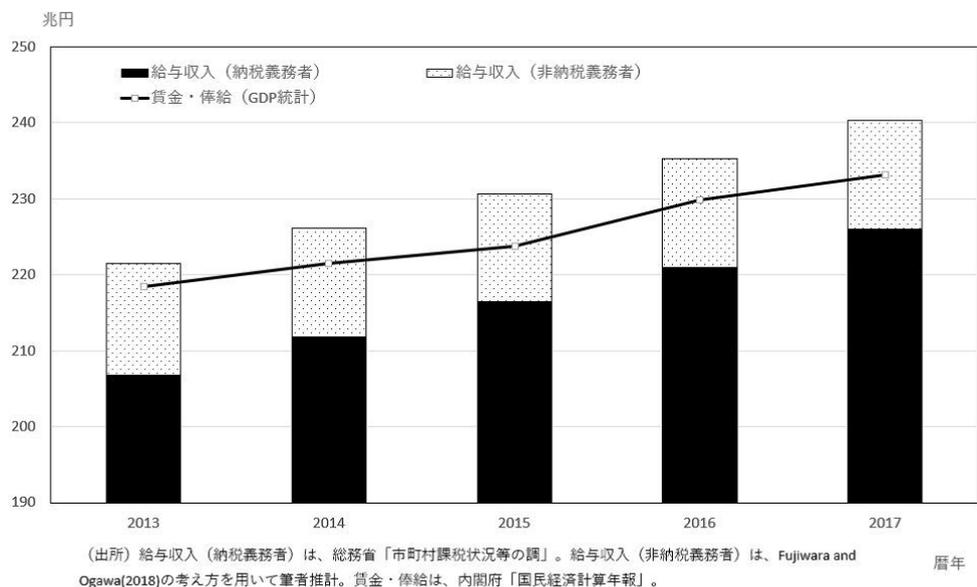
「民間給与実態統計調査」は、営利、非営利、法人、個人企業を問わず、民間部門を対象にしているため、営利法人を対象とする「法人企業統計」より調査対象が広い。内訳として、個人企業、株

*4 なお、2017年の「賃金・俸給」（海外からの雇用者報酬の純受取を含む）が233.3兆円であるのに対し、海外からの雇用者報酬の純受取は1093億円と小さい。

表2 賃金・俸給の内訳

- (1) 現金給与
- (2) 役員報酬
- (3) 議員歳費等
- (4) 現物給与
- (5) 給与住宅差額家賃
- (6) 雇用者ストックオプション

図5 賃金・俸給と税務統計による推計値の比較



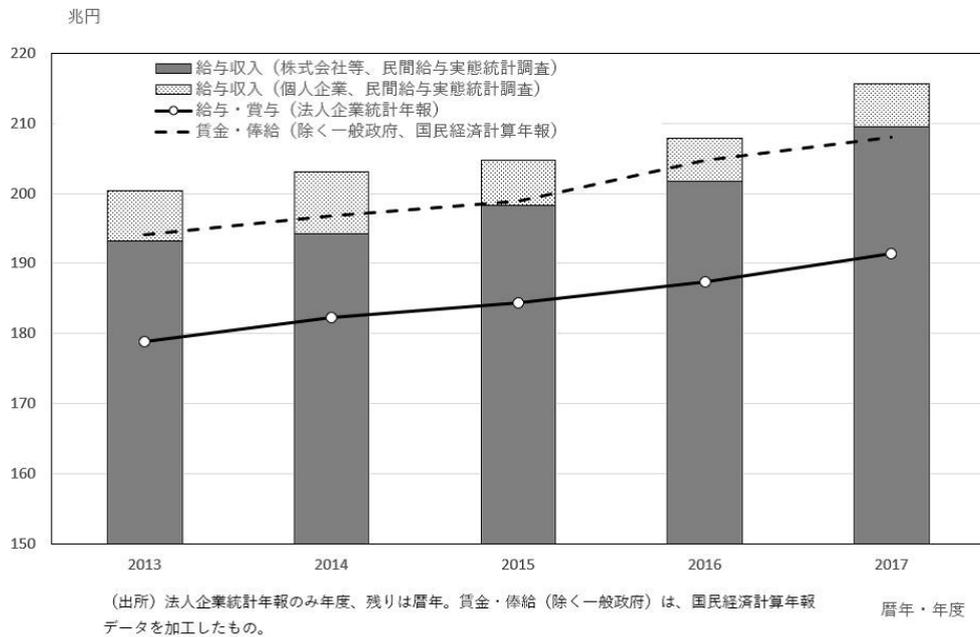
株式会社、その他の法人別にデータが示されている。その他の法人は、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、協業組合、企業組合、相互会社、医療法人、特定非営利活動法人、人格のない社団等、協同組合等、公益法人等、公共法人及び外国法人としている*5。生命保険会社や信用金庫、信用組合など株式会社組織ではない金融機関がその他法人に含まれている。

法人企業統計年報はこうした株式会社以外の金融機関も調査対象としている。もちろん、非営利法人に勤務する給与所得者もその他法人に含まれるが、ここでは個人企業を除く給与収入と、法人企業統計の「従業員給与・賞与+役員給与・賞与」を比較する。

2013年(法人企業統計年報は年度、以下同)では、両者の差は14.3兆円だったが、2017年には18兆円まで拡大している(図6)。2013年から17年にかけて法人企業統計の「従業員給与・賞与+役員給与・賞与」の平均伸び率は1.7%となったが、「民間給与実態統計調査」の個人企業を除

*5 なお、公益法人等及び公共法人のうち、職員の身分が公務員に準じている公庫、事業団、公社、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人は調査対象外としている。

図6 法人企業統計と税務統計における給与等の比較



く給与収入は 2.0 % である。GDP 統計ベースと同様に、法人企業統計年報ベースの給与等の伸び率も過小であった可能性がある*6。

なお、補論で検討したように、業種別で法人企業統計年報と民間給与実態調査の給与等の差を確認すると医療・福祉が圧倒的に大きい(2017年度で 23.4 兆円)。データの制約からこの業種別の比較は個人企業も含めた民間給与実態調査の給与等の総額を用いているが、2017年の同調査の個人企業とその他法人の給与額の差が 51 兆円あることを踏まえれば、その他法人の中の一定程度は医療・福祉であると考えられる。株式会社とその他法人を加えた上述の額と法人企業統計年報の給与等の額にも医療・福祉での給与等が影響しているであろう。

しかし、2013~2017年にかけての給与等の増加額に注目すると、補論で検討したように医療・福祉は他の産業と比べて特に伸びが大きいわけではない。法人企業統計年報と民間給与実態調査の伸び率の差への影響は小さいと考えられる。

「法人企業統計年報」の記入要領では役員給与・賞与は、常勤、非常勤を問わず記入するように指示されている。また、従業員給与・賞与は、常用、臨時を問わず、役員以外の者に支払った金額を記入するように指示されている。企業会計上では、製造部門の人件費は売上原価として扱われるが、「製造、工事等現業部門等の売上原価計上分の金額も含まますのでご注意ください」とわざわざ注意書きまで含めている。もちろん、派遣社員の給与は受け入れている企業では売上原価に入っ

*6 図6には参考までに一定の前提をおいて算出した賃金・俸給(一般政府を除く)の推移を示しているが、2013年から17年にかけて1.8%の平均伸び率である。これは、個人企業も含めた「民間給与実態統計調査」の給与収入と概念に近いが、これは2013年から17年にかけて1.9%の平均伸び率となっている。前述のGDP統計ベースの「賃金・俸給」が税務統計による推計値に比べて伸びが低いことを踏まえれば、「民間給与実態統計調査」の個人企業を除く給与収入は妥当な値であり、法人企業統計年報の伸びが過小であると考えられる。

てくる可能性はあるが、派遣会社では人件費で計上されているので、日本全体としては漏れがないはずである。何らかの調査漏れが起きている可能性があるだろう。

4 GDP 統計、法人企業統計年報、税務統計間の利益等の比較

4.1 法人企業統計年報と税務統計の税引き前利益の比較

「会社標本調査」の法人申告所得（利益と欠損を合計したもの）に、繰越欠損金（当期控除額）、外国子会社から受ける配当金の益金不算入額を加え、交際費等と寄付金の損金不算入額を差し引いたものが図7の法人所得（会社標本調査、概念調整済み）である。2013年度において法人企業統計年報ベースと比べて16兆円程度少ない。

この一因は、星野（2018）を参考に、国内からの受取配当の益金不算入額を法人申告所得に加えなかったことにあると考えられる。図7で示したように、概念調整した法人所得に国内からの受取配当の益金不算入額を加えると法人企業統計年報の税引前当期純利益に近づく。

もちろん、両統計とも標本調査なのでサンプリングの影響も両者の差には含まれる。そのため、補論では全数調査である資本金10億円以上（税務統計は10億円超）の企業に絞って比較・検討し、受取配当の益金不算入額が法人企業統計の税引前当期純利益との差でほぼ説明できることが確認できた。

一方、2013年度から17年度にかけての平均伸び率は税務統計、法人企業統計ベースともに8%である。平均伸び率という観点では、国内からの受取配当の不算入額の有無は影響していなかったようだ。

4.2 法人企業統計年報とGDP統計の経常利益の比較

法人企業統計年報の経常利益と、GDP統計における民間法人企業の一次所得バランスと法人企業の分配所得（支払）の合計を比較すると、2013年度ではGDP統計の方が4兆円大きい、2017年度では逆に法人企業統計年報の方が2.6兆円大きい（図8）。2013年度から17年度にかけての平均伸び率は、法人企業統計年報ベースでは7.3%であるのに対し、GDP統計ベースでは5.1%である。

以上のように、利益等に関しては、税務統計と法人企業統計年報の伸びが等しく、GDP統計ベースの伸びが過小である可能性が高い。これは、先行研究も指摘しているように営業余剰・混合所得を残差として推計している現行のGDP推計の考え方が一因ではないかと考えられる。

5 まとめ

本稿では、労働分配率の分子と分母について、それぞれ税務統計と比較することで、GDP統計ベースと法人企業統計年報ベースのいずれの労働分配率を実勢に近いのかを検討した。

分子に含まれる給与等の水準は、税務統計に比べてGDP統計ベースが若干少なく、法人企業統

図7 法人企業統計年報と税務統計における税引前純利益の比較

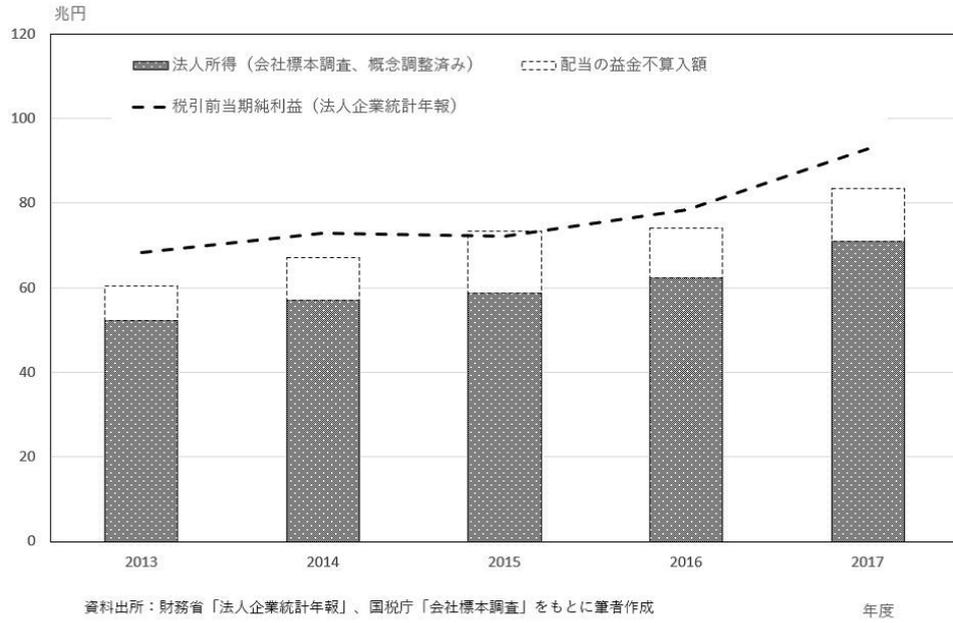
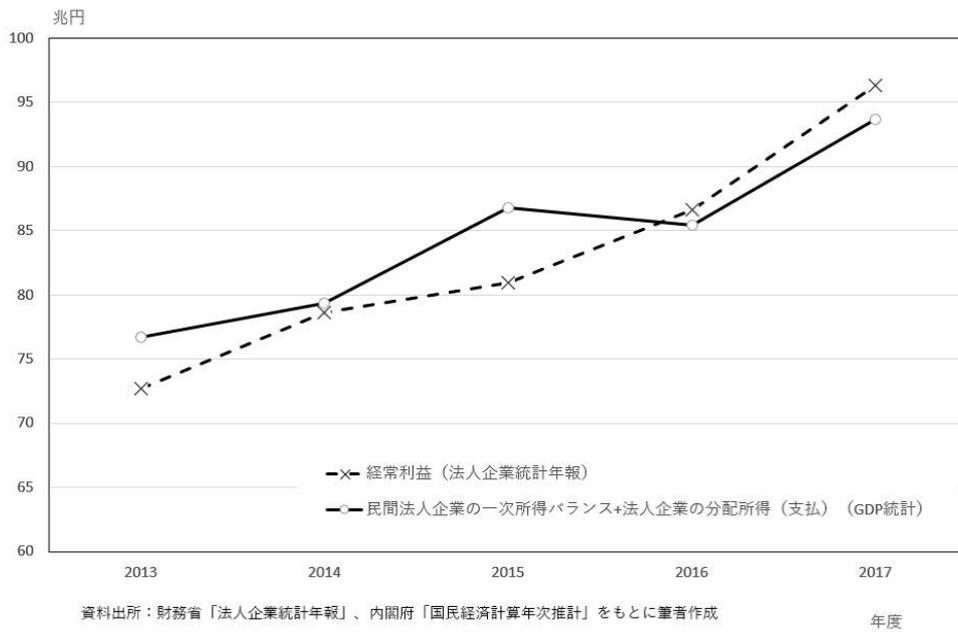


図8 法人企業統計年報とGDPにおける経常利益の比較



計ベースがさらに少ないことが判明した。2013年から17年にかけての変化は、GDP統計、法人企業統計とも税務統計のそれを若干下回っている。しかし、GDP統計、法人企業統計の伸びはほぼ同じであり、両者の労働分配率の動きの違いに影響を与えるものではないこともわかった。

分母の一部である税引前当期純利益の水準は法人企業統計ベースが近く、税務統計ベースより大きく、国内からの受取配当の益金不算入額が両者の差の要因としてほぼ説明できることが確認できた。ただし、2013年度から17年度にかけての変化は、税務統計ベースと法人企業統計年報ベースがほぼ同じであった。一方、経常利益について、法人企業統計ベースとGDP統計ベースを比較すると、水準は同程度ながら、2013年度から17年度にかけての変化は、GDP統計ベースの方が低いという結果となった。

以上を踏まえ、以下の5つの前提を置いて、税務統計で修正した給与等や利益等を用いて、図1で示したGDPベースと法人企業統計年報（金融・保険業）ベースの2013年度以降の労働分配率の推移を確認してみたい。

1. 2013年（年度）から2017年（年度）にかけての伸び率は税務統計ベースが正しいとする。
2. 雇用者報酬に占める賃金・俸給の比率、人件費に占める給与・賞与の比率、雇用者報酬の暦年値と年度値の比率は修正前と変わらない。
3. 民間法人企業の第1次所得バランスと法人企業の分配所得（支払）の合計が民間法人企業の営業余剰に占める割合、民間法人企業の営業余剰が日本全体の営業余剰・混合所得に占める割合は修正前と変わらない。
4. 法人企業統計年報の税引前利益、給与等のうち、金融・保険業が占める比率は修正前と変わらない。
5. 法人企業統計年報（金融・保険業を除く）の税引前利益の営業利益に占める比率、給与等が人件費に占める比率、人件費と営業利益の合計が付加価値全体に占める比率は修正前と変わらない。

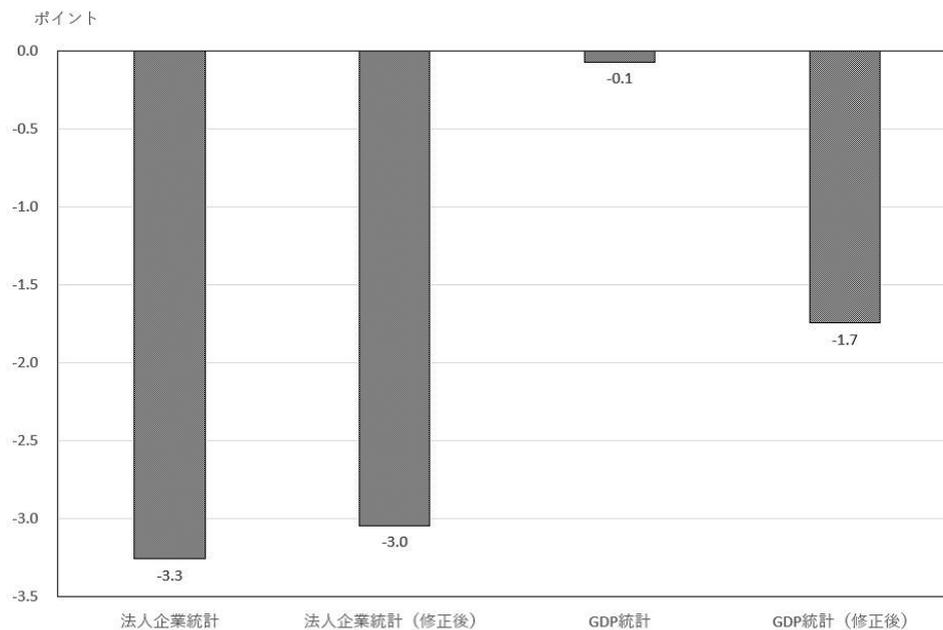
結果は図9である。実績値では、2013年度から2017年度にかけて、法人企業統計年報（金融・保険業）ベースの労働分配率は69.5%から66.2%へ3.3ポイント低下し、GDP統計ベースでは68.4%とほぼ横ばい（マイナス0.1ポイント）であった。上記の前提を踏まえた修正値では、法人企業統計ベースの低下幅が3.3ポイントから3ポイントへ縮小した。一方でGDP統計ベースの低下幅は1.7ポイントへ大きく拡大した。今回の考察を踏まえれば、日本の労働分配率は横ばいではなく、低下を続けているというのが実勢と判断できよう。

6 補論

6.1 業種別に見た法人企業統計年報と民間給与実態統計の給与等の比較

民間給与実態統計調査においては、「その他の法人」の中に営利法人と非営利法人が混在している。法人企業統計年報においても、株式会社以外の民間営利法人が調査対象となっているため、本

図9 修正前と修正後の労働分配率の2013年度から17年度にかけての低下幅



稿では、民間給与実態統計調査の株式会社とその他法人を合計した給与等の額と、法人企業統計年報の給与等の金額を比較した。このため、水準に比較的大きな差が生じている。

そこで、民間給与実態統計の給与収入から法人企業統計年報の給与収入を差し引いた金額について、最新の2017年について確認したのが図10である。なお、民間給与実態統計調査の給与収入にはデータの制約により個人企業も含まれている。全体で23.4兆円の差のほとんどが医療・福祉(22.8兆円)である。2017年の民間給与実態統計調査の個人企業とその他法人をあわせた給与収入は51兆円であり、その他法人に一定程度の非営利の医療・福祉法人に勤務している人の給与収入が含まれていることがわかる。

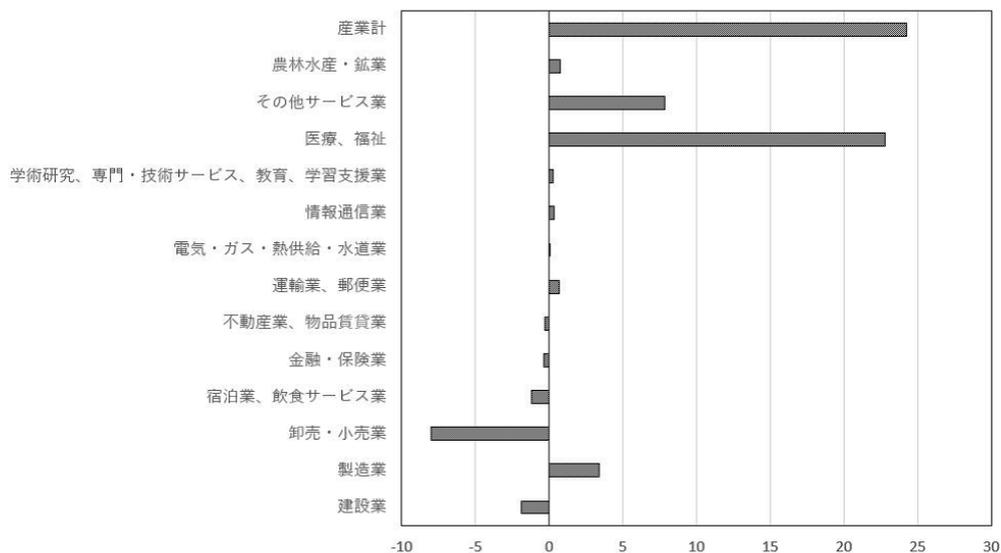
そのほか多くの産業で民間給与実態統計調査の給与収入が上回っているが、卸売・小売業、建設業においては法人企業統計年報の方が多いという結果になった。この理由は判然としない。

一方、2013年から2017年にかけての給与収入の増加額について、民間給与実態統計から法人企業統計年報を引いたものが図11である。最も増加幅が大きいのが製造業であるが、多くの産業において民間給与実態統計調査の増加額が法人企業統計年報の増加額を上回っている。卸売・小売業と建設業は、水準と同様に法人企業統計年報の方が増加幅が大きいという結果となった。

6.2 会社標本調査と法人企業統計年報の税引前純利益の差について

本稿では、会社標本調査の申告法人所得を加減算することで会計上の概念である税引前純利益に近づけ、法人企業統計年報と比較している。その際、星野(2018)を踏まえ、国内からの受取配当の益金不参入額は加えていない。利益の二重計上を防ぐためである。それが法人企業統計年報との

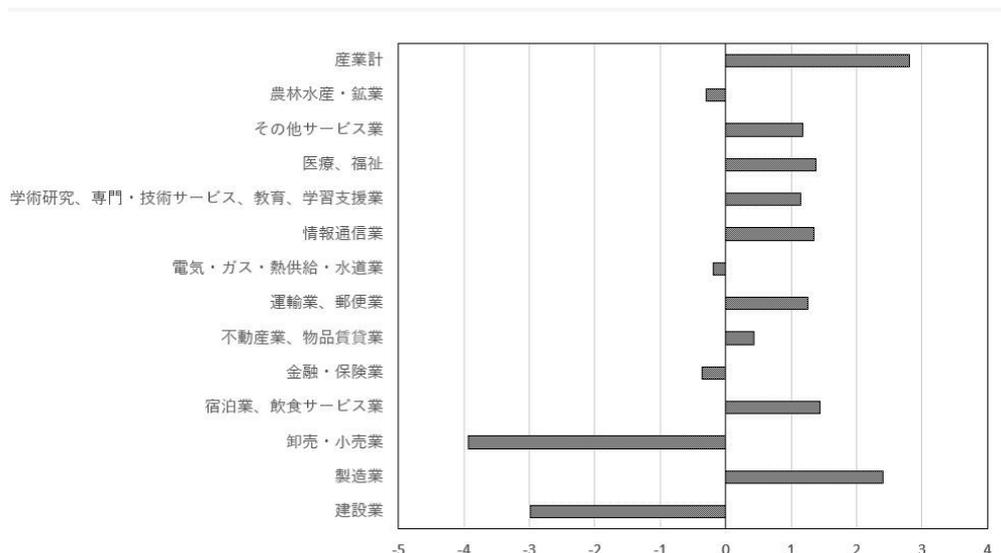
図 10 給与収入の統計間の差（2017 年）



(出所) 財務省「法人企業統計年報」、国税庁「民間給与実態調査」を用いて筆者作成
産業別に、民間給与実態調査から法人企業統計年報を差し引いている

兆円

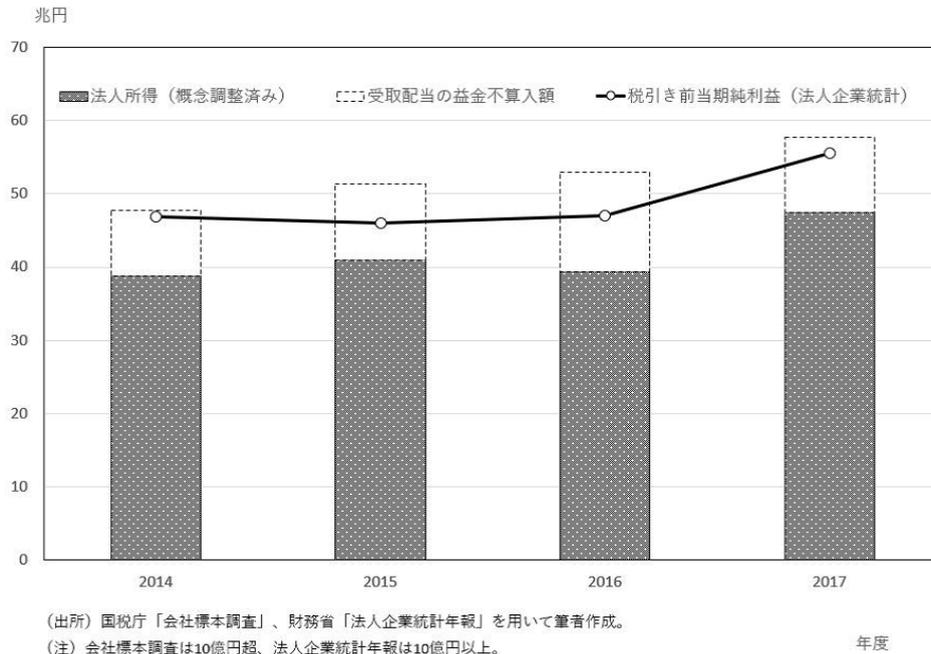
図 11 給与収入増加幅の統計間の差（2013 → 2017 年）



(出所) 財務省「法人企業統計年報」、国税庁「民間給与実態調査」を用いて筆者作成
産業別に、民間給与実態調査の2013年から17年の増加幅から法人企業統計年報の増加幅を差し引いている

兆円

図 12 税引前利益の統計間比較（資本金 10 億円超・以上）



差を説明できるのかを、資本金 10 億円以上（税務統計は 10 億円超）の企業に絞って比較した。こうした企業は両統計において全数調査の対象となっているためである。

図 12 がその結果である。概念調整した法人所得に、受取配当の益金不参入額を加えると、完全には一致しないものの法人企業統計年報の税引前純利益額の動きに一致するようになった。

参考文献

- [1] 荒井晴仁（2006）「法人成りと国民経済計算 —国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について—」国立国会図書館調査及び立法考査局 『レファレンス』 No.668、pp31-45、2006 年 9 月
- [2] 西沢和彦（2005）「所得捕捉率推計の問題と今後の課題 —90 年代以降格差大幅縮小との判断は早計—」日本総合研究所 『ビジネス環境レポート』 No.10
- [3] 藤原裕行・小川泰堯（2016）「税務データを用いた分配側 GDP の試算」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No.16-J-9、2016 年 7 月
- [4] 星野卓也（2018）「日本の企業利益に 10 兆円超の二重計上？～法人企業統計で膨らむ実態との乖離～」第一生命経済研究所 Economic Trends、2018 年 8 月
- [5] 山岸圭輔（2018）「法人企業統計を用いた営業余剰の推計～「税務データを用いた分配側 GDP の試算」による手法の考察～」内閣府経済社会総合研究所「季刊国民経済計算」第 163 号 pp61-75
- [6] Fujiwara, H. and Ogawa, Y.(2018), Estimating Compensation of employees based on tax-

ation data, *The Japanese Economic Review*, 69, 4 pp394-413